

改正

平成24年 4 月 1 日訓令第49号

平成27年 4 月 1 日訓令第51号

令和 6 年 9 月25日訓令第116号

鹿角市入札参加資格に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定に基づき、鹿角市が発注する建設工事（修繕を含む。）、測量・建設コンサルタント等（測量、地質調査及び建設コンサルタントその他のコンサルタント業務をいう。以下同じ。）、物品調達（物品の製造の請負、買入れ、修繕、改造及び賃貸借をいう。以下同じ。）及び役務の提供等に関する競争入札に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格要件)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を得ることができない。

- (1) 令第167条の4に該当すると認められる者
- (2) 税を滞納している者
- (3) 営業に関して、法令等の定めにより必要とされている資格（登録、許可、免許及び認可その他法令上満たすべきすべての要件をいう。以下「法令上必要な資格」という。）を有していない者
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に定める事項に該当すると認められる者

(資格審査申請)

第3条 資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

2 資格審査の実施にあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を別に定めるものとし、契約検査室指定箇所への掲示、鹿角市広報及び鹿角市ホームページへの掲載等の方法により周知を図るものとする。

- (1) 資格審査の申請方法
- (2) 資格審査の申請に必要な申請書等及び当該書類の作成方法等
- (3) 資格審査の申請受付時期
- (4) 資格審査の申請を受け付ける業務種別及び工種、営業種目
- (5) 申請を行うにあたって備えるべき要件
- (6) その他必要な事項

(資格審査及び認定)

第4条 市長は、申請書等の提出があったときはこれを審査し、第2条各号のいずれにも該当せず、適当と認めるときは、当該申請者を入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）と認定し、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 建設工事及び測量・建設コンサルタント等に関する審査は、2年に1回の定期審査のほか、定期審査を行った年の次の年に追加の審査（以下「中間年審査」という。）を行うものとする。

3 物品及び役務の提供等に関する審査は、3年に1回の定期審査を行うものとする。

4 市長は、名簿を作成したときは、契約検査室指定箇所への設置及び鹿角市ホームページへの掲載によりこれを公表するものとする。

(随時の資格申請及び審査)

第5条 市長は、物品調達及び役務の提供等に限り、随時の資格申請の受付及び審査（以下「随時審査」という。）

を行うことができる。

2 随時審査に係る手続等は、この要綱の例により行うものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第6条 入札参加資格の有効期間は、名簿登録の日から次期の定期審査による名簿登録の日の前日までとする。

(変更等の届出)

第7条 有資格者が前条の有効期間中に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、すみやかに市長に届け出なければならない。

(1) 有資格者が次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 個人事業主が死亡したとき。

イ 法人が合併、破産その他の理由により消滅又は解散したとき。

ウ 廃業したとき（一部廃業を含む。）。

エ 第2条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。

オ 合併、分割又は事業譲渡（営業譲渡）に伴う変更があったとき。

カ 営業形態又は法人形態の変更があったとき。

キ 法令上必要な資格について変更が生じたとき（委任先に関して変更が生じた場合を含む。）。

ク 入札参加資格の全部又は一部を辞退するとき。

(2) 有資格者が次の事項を変更したとき。

ア 本社の所在地住所、電話番号及びファクシミリ番号

イ 商号又は名称

ウ 法人にあっては代表者の役職名及び氏名、個人にあってはその者の氏名

エ 委任先の代表者の役職名及び氏名

オ 委任先の名称、所在地住所、電話番号及びファクシミリ番号（委任先の新設又は廃止を含む。）

2 建設工事に係る有資格者が、当該入札参加資格の有効期間中に最新の総合評定値通知書の交付を受けたときは、すみやかに当該通知書の写しを市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による変更等の届出があったときは、必要に応じ、関係部局にその旨を通知するものとする。

(入札参加資格の取消し等)

第8条 市長は、有資格者が第2条（第4号を除く。）及び前条第1項第1号アからエまで及びクに該当することとなったとき、又は不正の手段により入札参加資格の認定を受け若しくはこれに協力したと認められるときは、当該有資格者の入札参加資格の全部又は一部の取消し若しくは停止、登録内容の変更等必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、有資格者から前条第1項第1号アからエまで及びクに掲げる事由に係る届出があったときは、直ちに当該有資格者の入札参加資格の全部又は一部を取り消し、又は停止するものとする。

3 市長は、前2項の規定による措置を行ったときは、当該有資格者に対しその旨を通知するものとする。

(等級格付)

第9条 建設工事に係る有資格者の等級格付は、当分の間秋田県の格付を準用するものとする。

(入札審査会への付託)

第10条 入札参加資格の審査及び建設工事に係る秋田県の格付によらない市内業者の等級格付は、鹿角市競争入札等事務処理要綱（平成22年鹿角市訓令第71号）第11条に規定する入札審査会に付託するものとする。

2 入札審査会に付託する審査等は、次に掲げるものとする。

(1) 建設工事に係る有資格者の秋田県の格付によらない市内業者の等級の格付

(2) 入札参加資格の定期審査及び中間年審査並びに随時審査

(3) 第8条第1項又は第2項の規定に基づく有資格者の入札参加資格の取消し等に関する審査

(4) その他入札参加資格に関して必要と認める事項

3 入札審査会の会議の運用等は、鹿角市競争入札等事務処理要綱に定めるところによる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、入札参加資格の審査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
(物品及び役務の提供に関する競争入札参加資格者の審査要綱の廃止)
- 2 物品及び役務の提供に関する競争入札参加資格者の審査要綱（平成16年鹿角市訓令第41号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱は、平成23・24年度入札参加資格者名簿への登録に係る審査から適用し、この要綱の施行の際現に平成21・22年度指名競争入札資格者名簿及び平成21・22年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日訓令第49号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第51号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月25日訓令第116号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に令和5・6年度入札参加資格者名簿（物品調達及び役務の提供等に係るものに限る。）に登録されている者については、この要綱による改正後の鹿角市入札参加資格に関する要綱第4条第3項の定期審査による認定又は同要綱第5条第1項の随時審査による認定を受けたものとみなす。